

第1回 薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会

議事次第

平成22年7月23日(金)
10:00~12:00
厚生労働省17階
専用第18・19会議室

- 1 開会
- 2 座長選出等
- 3 検討会の進め方について
- 4 教材の作成について
 - (1) 医薬品に関する教育の現状について
 - (2) 当面の検討事項(案)について
- 5 その他

【資料】

- 資料①：検討会について 等
- 資料②：医薬品に関する啓発・教育の取組状況 等
- 資料③：学習指導要領等における「医薬品」「薬害」の取扱い(文部科学省提出資料)
- 資料④：当面の検討事項(案)

【委員提出資料】

- 資料A：望月委員資料

【参考資料】

資料①：検討会について 等

薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会開催要綱

1 概要

若年層が医薬品に関する基本的知識を習得し、薬害事件を学ぶことにより、医薬品に関する理解を深め、健康被害の防止等に資するため、中学生用教材の在り方について検討するとともに、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みについて検討することとし、厚生労働省医薬食品局長の下、有識者の参集を求めて検討会を開催する。

2 検討事項

- (1) 医薬品に関する教育の現状
- (2) 中学生用教材の在り方や内容
- (3) 教材の活用
- (4) 薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）

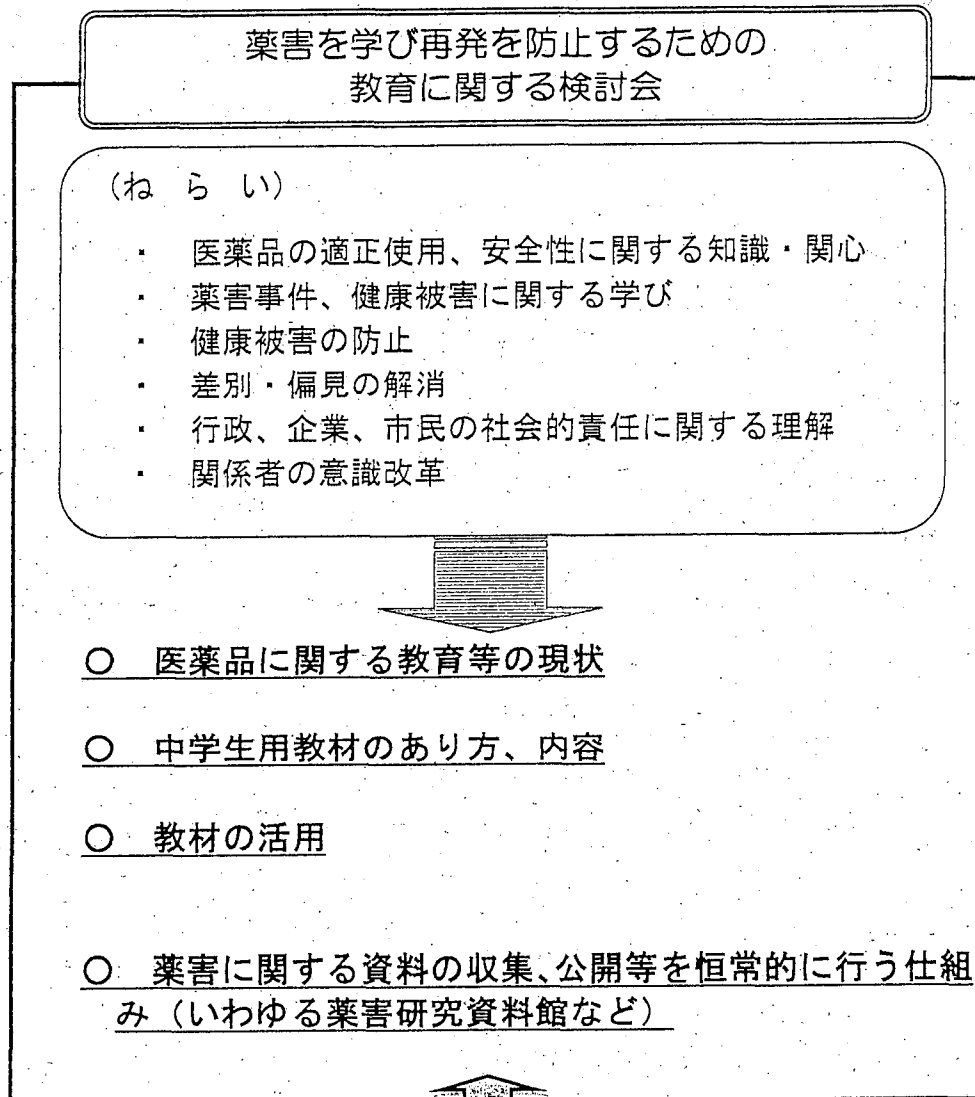
3 構成員

別紙

4 その他

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 医薬食品局長は、必要に応じ、構成員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (3) 検討会の事務局は、厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室が務める。
- (4) 検討会は原則公開とする。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。

「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」について



- 薬害肝炎検証・検討委員会の最終提言
- 被害者団体の意見

- 学習指導要領
(中学校・高等学校)

- これまでの取組
 - ・ 被害者団体による啓発活動
 - ・ 医薬品適正使用に関する啓発資料、活動
 - ・ 学校、薬剤師会による自主的取組 等

教材の作成

中学生

※ 平成22年度予算では、教材の作成・発送等のため、約1,300万円を計上

※ 「薬害研究資料館など」については、平成23年度以降に向けて議論。

被害者も参加

検討の主な流れ（当面のイメージ）

第1回 7月23日（金）10:00～12:00予定

- 検討会の開催について
- 医薬品・薬害に関する教育の現状等について
- 「当面の検討事項（案）」について

第2回 8月30日（月）17:30～19:30予定

- 教材に盛り込むべき事項・構成について①
 - ・ ヒアリング（薬害被害者、教育現場 等）

第3回 9月中旬

- 教材に盛り込むべき事項・構成について②

第4回 9月下旬～10月上旬

- 教材に盛り込むべき事項・構成について③（とりまとめ）
- 教材の使い方について

10月以降

- 教材の原案について
 - 平成22年度中に教材を作成、配布
- 薬害に関する資料の収集、公開等の仕組みについて

薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）
（平成22年4月28日）抜粋

薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための
医薬品行政のあり方検討委員会

第4 薬害再発防止のための医薬品行政等の見直し

(6) 基本的な考え方

③ 薬害教育・医薬品評価教育

(略)

- ・ また、薬害事件や健康被害の防止のためには、専門教育としてだけではなく、初等中等教育において薬害を学ぶことで、医薬品との関わり方を教育する方策を検討する必要があるほか、消費者教育の観点から、生涯学習として薬害を学ぶことについても検討する必要がある。このため、学習指導要領に盛り込まれるよう関係者が努力すべきであり、また、例えば、学校薬剤師等による薬物乱用対策等の教育活動等を参考にしつつ、各種メディアの活用なども含めた、医薬品教育への取組を行うこと等を関係省で連携して検討すべきである。

④ 薬害研究資料館の設立

- ・ すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革にも役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである。

(略)

資料②：医薬品に関する啓発・教育の取組
状況 等

医薬品に関する啓発・教育の取組（例）

○ 厚生労働省の取組

- 医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を消費者に普及させるための「薬と健康の週間」（毎年10月）の実施
（厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会が実施）
- 薬物乱用防止に係る取組として、一般消費者、監視業務従事者等を対象とする「不正大麻・けし撲滅運動」、「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」、麻薬取締職員研修等の実施
（厚生労働省、都道府県、（財）麻薬・覚せい剤乱用防振センター等が実施）
- 平成19年度医薬品適正使用啓発推進等事業（厚生労働省補助金）により、医薬品等の適正使用に関する啓発資材の作成及びその活用方法等に関する講習会の実施
（（社）日本薬剤師会が実施）

○ 学校保健に関する団体による取組

財団法人 日本学校保健会

- ・大正9年設立
- ・学校保健の向上発展を目的とする団体
- ・全国の都道府県、政令指定都市の学校保健会が加盟

- 小・中・高校生用の啓発資料及び指導者用解説書の作成、全国配布、ホームページ掲載
- 保健体育科教諭・養護教諭等に対する研修会の開催

○ 製薬企業団体による取組

くすりの適正使用協議会

- ・1989年設立
- ・製薬企業22社で構成
- ・調査、技術（薬剤疫学）の普及・活用、情報の提供、医薬品教育、国内外のパートナーシップの促進に取り組む。

- 医薬品適正使用へ向けた啓発指導（地方自治体が行う健康啓発活動等への参画）
- 学校教諭を対象とする研修会（地域薬剤師会等開催）に対する「くすり教育アドバイザー」の派遣
- ホームページにおけるくすり教育用教材の提供及び指導方法等の提供
- 関連学会におけるくすり教育の広報、教材の貸出による展示参加

○ 地域の学校薬剤師会による取組

小平市学校薬剤師会

- 市内全小・中学校におけるお薬授業の実施
- 「お薬授業Q&A集」(平成18年度版)、「薬の正しい使い方」(漫画版)、「セルフメディケーションハンドブック」(日本OTC薬協会)等の小・中学校児童・生徒に対する配布
- オリジナル「お薬手帳」の作成・配布
- お薬授業の講師養成・教材検討の勉強会「お薬教育検討会」の開催
- お薬授業のデモンストレーション等を行う「五市(清瀬市、小平市、西東京市、東久留米市、東村山市)合同お薬教育検討会」の開催

品川区学校薬剤師会

- 小・中学校におけるお薬授業(薬育授業)の実施

※ これらの取組の他、薬害に関する教育の取組として、例えば全国薬害被害者団体連絡協議会による大学等への講師派遣事業等が行われている。

学生・生徒を対象とするパンフレット・リーフレット(厚生労働省分)

※ 厚生労働省ホームページに掲載されているものであって、学生・児童を対象とするもの

分野	タイトル	概要		対象者	備考
		内容	形式		
薬物乱用防止	薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」 子どもたちを薬物乱用から守るために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物の紹介 ・ 薬物の危険性 ・ 薬物乱用の広がり ・ 薬物乱用の取締り(法律) ・ 薬物乱用を防止するための方策 ・ キャラバンカー 等 	パンフレット (B5、16ページ)	小学校6年生 の保護者	(薬物乱用防止に関する情報のページ) http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html
	MDMA・大麻・違法ドラッグは「ダメ。ゼッタイ。」	<ul style="list-style-type: none"> ・ MDMA、大麻、違法ドラッグごとの害や、名称、事例 等 ・ 薬物乱用の取締り(法律) ・ 薬物乱用を防止するための方策 ・ キャラバンカー 等 	パンフレット (A4、12ページ)	中学校1年生	(薬物乱用防止に関する情報のページ) http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html
	薬物について誤解を していませんか??	<ul style="list-style-type: none"> ・ 覚醒剤、大麻、MDMA、違法ドラッグごとの害や、名称、検挙人数等 ・ 薬物乱用の取締り(法律) ・ 薬物乱用の事例 ・ 薬物に関する相談先 ・ 薬物乱用を防止するための方策 等 	パンフレット (A4、8ページ)	高校3年生	(薬物乱用防止に関する情報のページ) http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html
献血	けんけつ HOP S TEP JUMP	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献血の仕組み ・ 高校生のみなさんへのお願い ・ 献血の基礎知識 ・ 献血後の注意事項 ・ 献血Q&A ・ 輸血と血液型 ・ 血液検査サービス ・ 輸血を受けた方々の声 等 	パンフレット (A4、28ページ)	高校生	(献血事業の情報ページ) http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/index.html

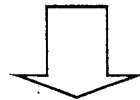
分野	タイトル	概要		対象者	備考
		内容	形式		
ハンセン病	ハンセン病の向こう側	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病の悲しい歴史 ・ハンセン病と人権について考える ・ハンセン病問題から学ぶべきこと 等 	パンフレット (A4、8ページ)	中学生	(ハンセン病に関する情報ページ) http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html
就労支援	卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方へ 新卒者体験雇用事業のご案内 ～1か月から3か月の体験雇用で就職の選択肢を広げましょう！～	新卒者体験雇用事業の紹介	リーフレット (A4、2ページ)	就職先が決まっていない学生・生徒	(就職が決まらないまま卒業した方への支援制度のご案内) http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html
	就職が決まらないまま卒業された方へ	新規学校卒業者向けの無料職業訓練の紹介	リーフレット (A4、2ページ)	就職先が決まっていない学生・生徒	(就職が決まらないまま卒業した方への支援制度のご案内) http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html
雇用均等・両立支援	自分のライフプラン キャリアプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・就職へのアプローチ ・就職について考える ・働く女性からのメッセージ ・企業からのメッセージ ・働く女性のための法律、相談機関について知る 	パンフレット (A4、24ページ)	女子大学生・短大生	(女子大生・短大生、高校生のみなさんへ) http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku08/index.html
	女子高校生のためのあなたらしい仕事を選ぶ3つのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・将来どういう仕事をしたいと思っ ていますか？ ・こんな活躍をしている人たちが います！ ・働く時にあなたをサポートする 法律を知ろう 	リーフレット (A4、4ページ)	女子高校生	(女子大生・短大生、高校生のみなさんへ) http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku08/index.html

分野	タイトル	概要		対象者	備考
		内容	形式		
年金	年金ってどんな制度？	<ul style="list-style-type: none"> 年金は世代と世代の支え合い どうして年金が必要なんだろう 	リーフレット (A4、2ページ)	中学生、高校生	(パンフレット) http://www.sia.go.jp/info/pamph/index.htm#p3 旧社会保険庁ホームページ
	年金ってどんな制度？～将来安心して暮らすために～	<ul style="list-style-type: none"> 年金ってなんだろう？ 公的年金制度とは？ 年金シミュレーション 年金は世代と世代の支え合い どうして年金が必要なんだろう 年金ものしり度チェック これからの社会と年金 	パンフレット (A4、12ページ)	中学生、高校生	(パンフレット) http://www.sia.go.jp/info/pamph/index.htm#p3 旧社会保険庁ホームページ ※ 導入編
	20歳になる前に知っておきたい年金のはなし	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金制度とは 公的年金制度の必要性 公的年金制度の仕組み 20歳になったら国民年金に加入 	パンフレット (A4、16ページ)	中学生、高校生	(パンフレット) http://www.sia.go.jp/info/pamph/index.htm#p3 旧社会保険庁ホームページ ※ 詳細編
	「学生納付特例制度」とは？	学生納付特例制度の紹介	リーフレット (A4、2ページ)	20歳以上の学生	(学生納付特例制度) http://www.sia.go.jp/seido/gozonji/gozonji01.htm 旧社会保険庁ホームページ

医薬品の副作用被害等に係る訴訟の事例（和解に至るもの）

- 昭和49年10月 サリドマイド訴訟和解成立
- 昭和54年 9月 スモン訴訟和解成立
- ～昭和58～61年～ HIV事件（血友病の治療に用いる第Ⅷ、Ⅸ因子製剤の原料血漿にエイズウイルスが混入したもの）＜平成元年訴訟提起＞
- 平成 8年 3月 HIV訴訟和解成立
- 11月 クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟提起
- 平成14年 3月 クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟和解成立
- 10月 C型肝炎訴訟提起
- 平成20年 2月～ C型肝炎訴訟和解成立 ※ 同年1月 薬害肝炎全国原告団・弁護団と厚生労働大臣の間で基本合意

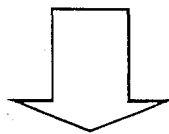
事件名 (和解までの判決 の状況)	事案の概要	提訴日及び 和解成立日	和解人数 (平成22年7月1日時点)
サリドマイド訴訟	<p>昭和30年代、サリドマイド剤（鎮静催眠剤等）を妊娠初期に服用した母親からサリドマイド胎芽症と呼ばれる四肢、顔面、内臓等に重い障害を受けた子供が出生。</p> <p>（主な経過）</p> <p>S32.10 製造許可</p> <p>S36.11 レンツ博士の警告（西独で当時多発していた重症四肢奇形児はサリドマイドの服用によると考えられることを指摘）</p> <p>S37.5 出荷停止</p> <p>S37.9 回収</p>	<p>（提訴） S38. 6. 17</p> <p>（和解） S49. 10. 26</p>	<p>309人 （和解時 62人）</p>



対 応

- 従来慣行的に行われてきた承認審査の方針を明確化するなど「医薬品の製造承認等の基本方針」を通知（昭和42年）
 - ・ 承認申請に必要な資料の範囲を明示（妊娠動物による試験の資料などの添付の義務化）
 - ※ サリドマイド剤については催奇形性に関する安全性の確認はなされていなかった
 - ・ 医療用医薬品と一般用医薬品を区分し、それぞれの性格を考慮した承認審査を実施 等
- 医薬品副作用報告制度開始（昭和42年）
 - ・ 行政指導による、企業から厚生労働省への副作用報告制度を開始
 - ※ 当初は新医薬品のみ、昭和46年に既存医薬品にも拡大
 - ・ モニター医療機関による医薬品副作用モニター制度を開始 等

事件名 (和解までの判決 の状況)	事案の概要	提訴日及び 和解成立日	和解人数 (平成22年7月1日時点)
スモン訴訟 (9地裁中8地裁 で国全部敗訴(一 つは一部敗訴))	<p>キノホルム剤(整腸剤(※1))を服用したことにより、亜急性脊髄視神経症(スモン(Subacute Myelo-Optico-Neuropathy)(※2))に罹患。</p> <p>(※1) アメーバ赤痢の治療薬から、次第に適応を拡大</p> <p>(※2) 下痢、腹痛等の腹部症状の後に神経症状が発生し、しびれ、異常知覚が両側下肢の末端から始まり、次第に上向して、麻痺状態となり歩行困難、起立不能等に陥り、また視力障害を伴うなど、患者に耐え難い苦痛を与える難治性疾患。</p> <p>(主な経過)</p> <p>S28.6～ 製造許可</p> <p>S30頃～ 腸疾患加療中に症状を生じた患者が出始め、原因不明のまま全国的社会問題化</p> <p>S44.9 厚生省に「スモン調査研究協議会」を組織。この年、年間発生数が最大</p> <p>S45.8 キノホルム使用量とスモン発病率の相関関係について大学教授が発表</p> <p>S45.9 キノホルム剤の販売中止等の措置。この後、患者発生は激減し、實際上終熄</p>	<p>(提訴) S46.5.28</p> <p>(和解) S54.9.15</p>	<p>6,490人 (和解時 4,819人)</p>



対 応

○ 昭和54年 薬事法改正

- ・ 薬事法の目的に、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保することを明示
- ・ 新医薬品について、承認から一定期間経過後に国が有効性等を再度確認する再審査制度を新設
- ・ 既存の医薬品について、行政指導で行われていた、医学薬学の進歩に応じて、有効性、安全性、品質を国が再度見直す再評価制度を規定
- ・ 行政指導で行われていた、企業の副作用報告を義務化
- ・ 緊急命令、回収命令規定を新設
- ・ 企業から販売業者等に対する情報提供努力義務を規定

○ 昭和54年 医薬品副作用被害救済基金法制定

： 医薬品副作用被害救済制度の開始

医薬品の副作用による健康被害を迅速に救済するため、医療費、障害年金、遺族年金等の救済給付を支給することとし、それを担当する医薬品副作用被害救済基金を設立（同年10月1日）

救済制度の対象となるのは、昭和55年5月1日以降に使用された医薬品

- ・ 医薬品製造業者の拠出により救済給付を行う。
- ・ がん等の特殊な疾病に使用される医薬品であって、重篤な副作用の発生頻度が高いものを救済の対象から除く（例：抗がん剤）。
- ・ 原料にウイルス等が混入したことによる感染被害は「副作用」ではない。

事件名 (和解までの判決の状況)	事案の概要	提訴日及び 和解成立日	和解人数 (平成22年7月1日時)
H I V 訴訟	<p>米国で採血された血液を原料として製造された非加熱の血液凝固因子製剤の投与を受けたことで、血友病治療中の患者等が、これに混入していたH I Vに感染。</p> <p>(主な経過)</p> <p>S56.6 米国でエイズ患者の最初の症例報告</p> <p>S57.7 米国で血友病のエイズ患者の最初の症例報告</p> <p>S58.3 米国で初の加熱第Ⅷ因子製剤承認 (B型肝炎対策のため) (第Ⅸは59.10)</p> <p>S58.6 厚生省が「エイズ研究班」設置</p> <p>S59.5 米国でエイズウイルスの同定</p> <p>S60.7 加熱第Ⅷ因子製剤の承認 (63.4までに非加熱製剤を回収)</p> <p>S60.12 加熱第Ⅸ因子製剤の承認 (63.7までに非加熱製剤を回収)</p>	<p>(提訴) H元. 5. 8</p> <p>(和解) H8. 3. 29</p>	<p>1, 383人 (和解時 120人)</p>
C J D (クロイツフェルト・ヤコブ病) 訴訟	<p>脳外科手術において、クロイツフェルト・ヤコブ病 (C J D) の病原体に汚染されたヒト乾燥硬膜の移植を受けた患者が、その後C J Dを発症。硬膜は独からの輸入品。</p> <p>(主な経過)</p> <p>S62.2 米国疾病予防センター(CDC)の週報 (MMWR) に第一症例報告掲載。FDAは4月に安全警告※。製造業者は5月に製造方法を変更、不活化処理を導入。 ※米国内医療機関に同一バッチ製品の廃棄を勧告。</p> <p>H8.6 緊急全国調査で硬膜とCJDの疫学的関係が判明 中薬審で、現時点で流通している不活化処理された硬膜の安全性を評価し、臨床的には安全との結論 医療機関在庫の未処理品を回収指示</p> <p>H9.3 WHOが硬膜を使用しないよう勧告したことを受け、国において回収命令</p>	<p>(提訴) H8. 11. 20</p> <p>(和解) H14. 3. 25</p>	<p>113人 (和解時 44人)</p>



対 応

○ 平成8年 薬事法改正

- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準（GCP）の遵守を義務化
- ・ 医薬品等による副作用報告を法律に明記することに加え、感染症等の発生報告を義務化
- ・ 外国で保健衛生上の危害の発生等の防止措置（製造・販売の中止、回収等）がとられた場合の報告を義務化

* 平成5年に、帯状疱疹の治療薬であるソリブジンと抗ガン剤との併用による重篤な副作用問題が発生。平成6年から医薬品安全性確保対策検討会及び中央薬事審議会において医薬品の安全性確保に関して議論され、その結果も踏まえて法改正が行われた。

○ 平成9年 薬事行政組織の改編

- ・ 医薬品審査体制の強化（医薬品医療機器審査センターの設置）
- ・ 規制と振興の分離（医薬品等の研究開発振興、生産・流通対策部門を医政局（現行）へ）

○ 平成14年 薬事法・血液法（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律）改正

- ・ 血液製剤等に対する安全対策等を強化するため、新たに「特定生物由来製品」の Kategorie を設け、製造から販売、使用に至る体系的な安全対策を整備、強化（構造設備基準等の上乗せ、表示・説明の義務付け、記録の長期保存の義務付け等）

○ 平成14年 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法制定

：従来からの医薬品副作用被害救済制度に加え、生物由来製品感染等被害救済制度を開始（施行は平成16年4月1日）

国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターと医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立（平成16年4月1日）

事件名 (和解までの判決の状況)	事案の概要	提訴日及び 和解成立日	和解人数 (平成22年7月1日時)
薬害肝炎訴訟	昭和46年～平成2年頃、フィブリノゲン製剤又は血液凝固第Ⅸ因子製剤によりC型肝炎ウイルスに感染。 (主な経過) S39 フィブリノゲン製剤の承認 S62.1～3 青森県で肝炎の集団感染発生 S62.4 加熱製剤承認 S63.6 加熱製剤による肝炎感染事例の報告を受け、緊急安全性情報を配布(その後フィブリノゲン製剤の使用量が大きく減少) S63 C型肝炎ウイルス発見 H2～ 供血者へのC型肝炎抗体検査導入	(提訴) H14.10 (基本合意) H20.1 (和解) H20.2～	1,519人



対 応

- 平成20年 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法制定
- ： C型肝炎訴訟について、感染被害者の方々の早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法によってその解決を図るため制定された。
 - ・ 出産や手術での大量出血などの際に、特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染された方々に対し、症状に応じた一定額の給付金を支給
- ※ 薬害再発防止のための取組については、平成22年4月、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会において、報告書(「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて(最終提言)」)が取りまとめられており、これに基づく対応を実施・検討中。

学習指導要領等の位置づけについて

1 教育課程編成の基本的考え方

国	学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定
教育委員会 (設置者)	教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定
学校 (校長)	教育課程を編成・実施

2 教育課程に関する法制上の仕組み

- 教育基本法：教育の目的、目標を規定。
- 学校教育法：各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。
また、教育課程に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。
- 学校教育法施行規則：各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、
(文部科学省令) 教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。
- 学習指導要領：教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数等の取
(文部科学省告示) 扱い等を総則に定め、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動については目標、内容及び内容の取扱いを規定。
- 学習指導要領解説：学習指導要領の記述の意味や解釈等の詳細について、教育委員会や教員等に対し説明するため、文部科学省の著作物として作成するもの。

学習指導要領等における「医薬品」・「薬害」の取扱い

中学校学習指導要領 (抜粋) (平成20年3月28日公示)

※ 平成24年4月から完全実施 (一部科目については先行実施)。

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容 (公民的分野)

2 内容

(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容 (保健分野)

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。

中学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成20年7月公表)

社会編 第2章 社会科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容 (公民的分野)

2 内容、(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」(内容の取扱い)こととしている。ここでは、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容

第2 各分野の目標及び内容 (保健分野)

2 内容、(4) 健康な生活と疾病の予防

オ 保健・医療機関や医薬品の有効利用

地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所、保健センター、医療機関などがあることを理解できるようにする。健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。また、医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（抜粋）（平成21年3月9日公示）

※ 平成25年4月入学者から年次進行で完全実施（一部科目については平成24年入学者から先行実施）。

第3節 公民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても触れること。

第3節 公民

第3 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。また、医薬品は、有効性及び安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。

高等学校学習指導要領解説（抜粋）（平成21年12月公表）

公民編 第2章 各科目

第1節 現代社会

2 内容

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

また、「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させることが必要である。消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。その際、例えば、高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させることが大切である。また、例えば製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

公民編 第2章 各科目

第3節 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

保健体育編 第2章 各科目第2節

第2節 保健

3 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

また、医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があること、承認制度により有効性及び安全性が審査されていること、及び販売に規制があることを理解できるようにする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。その際、副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。

※ 高等学校学習指導要領解説において、初めて「薬害問題」と明記された。

当面の検討事項（案）

【中学生用教材の作成】

- ・ 薬害事件を通じ、被害や社会的影響等を学ぶとともに、再発防止を考えることに主眼。
- ・ A4版 8ページ程度
- ・ 中学3年生を対象に、例えば、社会科等の授業で活用されることを想定。

○ 薬害を学ぶことのコンセプトについて

- ・ 薬害を学ぶことの意義は何か、薬害から何を学ぶのか、教材の目的をどのように考えるのか、教材からどのようなメッセージを伝えることに焦点を当てるか、現場での活用をどのように想定するか 等

○ 教材に盛り込むべき事項・構成について

- ・ 薬害をどのように取り上げるか
- ・ どのような内容を教材に盛り込むか（教材の目的との関係、生徒の心身の発達の段階や特性、学習指導要領等との整合性） 等
- ・ 盛り込むべき要素をどのような順序で構成するか 等

○ 教材の使い方について

- ・ 医薬品適正使用に関する教材との関係をどのように考えるか、教員向けの指導計画案の作成や専門家の活用など教材を有効に活用できるようにするための方策はあるか 等

【薬害に関する資料の収集、公開等の仕組み】

- ※ 中学生用教材の作成について議論を行った後、検討事項を設定の上、議論することを予定。

医薬品の使い方に関する指導方法 検討会(日本学校保健会)等の活動について

慶應義塾大学薬学部

望月真弓

H22.7.23.

於 薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会

1

医薬品の使い方に関する指導方法 検討委員会(日本学校保健会)

平成17年7月発足

委員長:勝野真吾(当時兵庫教育大学副学長)

平成18年度

小学生用資料「くすりってなあに？」

中学生用資料「薬の正しい使い方」

平成20年度

小中学生指導者用解説「医薬品の正しい使い方」

平成21年度

高校生用資料「医薬品と健康」

高校生指導者用解説「医薬品の正しい使い方」

2

委員名簿

- 勝野眞吾 岐阜薬科大学長
- 加藤哲太 東京薬科大学薬学部教授
- 鬼頭英明 兵庫教育大学大学院教授
- 香田由美 福岡県立門司学園中学校養護教諭
- 佐藤広子 横浜市立大池小学校養護教諭
- 白石哲太郎 群馬県立安中総合学園高等学校教諭
- 杉下順一郎 日本学校薬剤師会会長
- 高橋菜穂子 岩手県薬剤師会会営くすりの情報センター課長補佐
- 塚本 武 千葉県富里市立浩養小学校教諭
- 土田修義 愛知県額田郡幸田町立南部中学校教諭
- 寺町ひとみ 岐阜薬科大学実践薬学大講座准教授
- 永田智恵子 静岡市教育委員会学校教育課指導主事
- 橋本卓爾 大阪府教育委員会教育振興室保健体育課主任指導主事
- 藤井光正 大阪府教育委員会教育振興室保健体育課主任指導主事
- 望月眞弓 慶應義塾大学薬学部教授

小中学校、教育委員会保健体育課、薬剤師会、学校薬剤師会、薬系大学、教育系大学



財団法人 日本学校保健会

What's New

- 平成20年度 児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書 正誤表
- 「腸内細菌検査キットの販売がはじまりました」(順旋用品)
- 平成22年度エイズ教育ポスターコンクール応募作品募集中
- 「医薬品に関する教育」保健教育指導者研究会開催案内
- 「平成22年度エイズ教育シンポジウム開催案内」
- 「児童生徒等の健康診断及び就学時の健康診断の実施についての(通知)」情報提供:社団法人日本眼科医会

各種コーナー

- 日本学校保健会とは
- 環境・室内環境改善用品
- 日本学校保健会 推薦用品
- 日本学校保健会 主催・後援行事
- 協賛にお願いする賛助会費について

サイト内検索

Google 検索

文部科学省掲載コーナー

- 「児童生徒等の健康診断及び就学時の健康診断の実施についての(通知)」情報提供:社団法人日本眼科医会
- 医薬品教育(資料)
- 喫煙防止教育
- 内分泌かく乱物質問題情報提供
- 学校体育・スポーツ・健康教育情報システム
- 報道発表
- アレルギー疾患関連資料
- 学校における室内空気中化学物質の一層の削減

日本学校保健会
活動内容のご案内

諸活動・事業の紹介
健康課題の解決に向けて

http://www.gakkohoken.jp

「学校保健」
ポータルサイト

学校保健ポータルサイト

文部科学省
学校保健関係
通知文書

医薬品教育 資料

小学生用



くすりってなあに? (小学生用)

PDF 1.53 MB

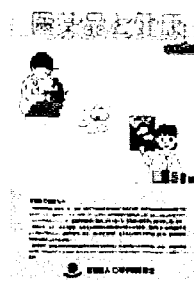
中学生用



薬の正しい使い方 (中学生用)

PDF 1.01 MB

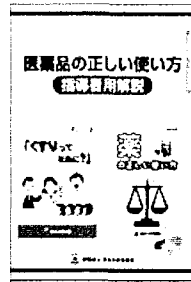
高校生用



医薬品と健康 (高校生用)

PDF 816 MB

指導者用



医薬品の正しい使い方
指導者用解説 (小・中学生用)

PDF 7.74 MB

指導者用解説

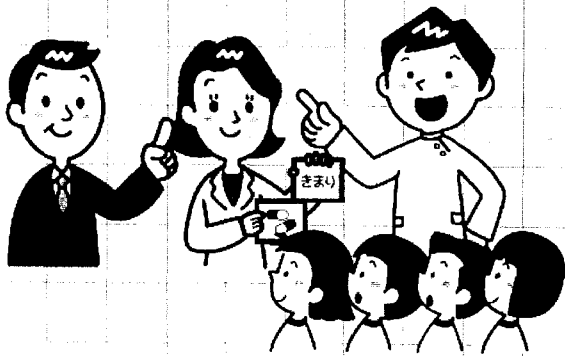


医薬品の正しい使い方
指導者用解説 (高校生用)

PDF 9.29 MB

小学生用

「くすりってなあに?」



財団法人 日本学校薬学会

中学生用

薬の正しい使い方



財団法人 日本学校薬学会

ある日の教室…



先生、私、頭がいたくなることがあるんですけど、今度したくったら、保健室でくすりをもらってのんでもいいですか？

保健室は体を休めたり、かんたんな手当てをしたりするところだから、のみくすりはおいてないんだよ。

えっ、おいてないんですか、知りませんでした。

そうか、よい機会だからみんなにくすりについて少しお話をしましょうか。今日は、保健室の先生(保健師)と薬剤師の先生にも協力していただきますよ。

薬剤師って？

こんにちは。私は薬剤師です。くすりの専門家です。薬局や病院で働いています。今日は、くすりについて、みなさんにお話ししましょう。

私たちは病気になったとき、けがをしたとき、薬を飲んだりつけたりなどします。それは、医師が出した処方せん(患者の症状に応じた薬をきいた紙)によりもらったり、ドラッグストアの薬から選んだ薬だったりしますね。そんな身近な薬も買った使い方をすると、病気やけがが進まないどころか、逆に悪くなってしまいます。みなさん薬とは何か、薬を使用するときに注意することなど、薬について正しく知っていますか？

ある日の保健室…

元気！おつぱくおつぱくが、高くならんて、やせ、高くもたらさなくたいわ。

あらあら、みんな運動のうまい方が増えてるわね。

うん、そのおかげで、方々の薬を減らしたよ！

村長さん、おつぱくおつぱくが、高くならんて、やせ、高くもたらさなくたいわ。

うん、そのおかげで、方々の薬を減らしたよ！

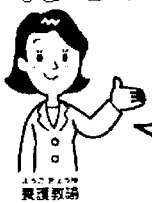
おつぱくおつぱくが、高くならんて、やせ、高くもたらさなくたいわ。

うん、そのおかげで、方々の薬を減らしたよ！

そうね、今日は良い機会なので、みなさんに薬について少しお話ししましょうか。薬に関して専門家の学校薬剤師の先生に協力していただきますよ。

こんにちは。私は学校薬剤師です。私は薬剤師の資格をもち、みなさんが快適で安全な学校生活を送ることができるように、飲料水、プール水、空気、照明、騒音などの学校環境衛生に関する検査やアドバイスのほか、薬物乱用防止の指導などもしています。今日は薬について、みなさんに知っておいてほしいことをお話ししてみたいと思います。

くすりについてどのくらい知っているかな？



では、くすりの話をする前にクイズに挑戦！
□の中に○か×を入れてみましょう

- 1 くすりは、病気やけがをなおすために使う。 3ページへ
- 2 くすりとは「のみくすり」のことをいう。 4ページへ
- 3 くすりを使う時には、使い方にきまりがある。 5ページへ
- 4 小学生がくすりを使う時は、おうちの人などに相談してから使うようにする。 6ページへ

みんなの答えはどうだったかな？ 次のページから、くすりについて薬剤師の先生といっしょに調べていきましょう。

Q1 「薬」とは、何なのですか？

考えてみよう **私たちの身のまわりに薬を**
みなさんの知っている薬を書いてみましょう。

薬とは… 病気の診断や治療、または予防することを目的に用いられるもので、「薬事法」という法律で医薬品として定められています。

では、その歴史は… 昔の人たちが病気や痛み、傷などを治すために原始的に自然産物から抽出した成分を見つけて使っていたのが薬の始まりです。紀元前4千年の記録にも薬として使った植物の名前が残っています。

薬は、日本に伝来した漢方薬といっしょに大衆から使われるようになってきました。製薬会社の発展と共に、薬のことが進歩しています。現代では、第三世代の薬や動物から薬になる成分を取り出したり、化学反応を利用して人工的に薬を作ったりしています。そして、昔薬は今までは治療できなかった病気も治せるような薬の薬ができるかもしれません。

薬からの注意… このように、薬によって私たち人類は多くの病気を治したり、症状を改善したりすることができるようになりました。それによって日常生活が過ごしやすくなったり、長生きできるようになりました。

つらみ 医薬品やサプリメントと聞かれるものには、薬のような効果があるものがありますが、医薬品とは違うのですか？
医薬品やサプリメントは、食品として分類されており、栄養を補給するなど目的で販売されています。病気を治すための医薬品とは違います。

小学生用資材

1. 導入のページ

- Q1 処方せん
- Q2 医療用医薬品と一般用医薬品
- Q3 頓服薬について
- Q4 説明書に書かれている年齢の適用
- Q5 同じ病気に対して、なぜ多くの薬があるのか
- Q6 かぜ薬を事前にのんでもよいのか
- Q7 薬が効く理由
- Q8 薬をコップ1杯程度の水でのむのはどうしてか
- Q9 薬物乱用とは

中学生用資材

1. 導入のページ

- 2. 「薬」とは何なのですか？
- 3. 「薬」は、何のためにあるのですか？
- 4. 「薬」には、どのような種類があるのですか？
- 5. 「薬」の使い方には決まりがあるのですか？
- 6. 「薬」には、副作用があると聞きますが、それはどのようなものなのですか？また、なぜ起こるのですか？
- 7. 薬についてのQ&A

9

医薬品と健康

高校生用



高校生の皆さんへ

世界保健機関 (WHO) は、平成12年に「自分自身の健康に責任をもち、健康な身体の不調は自分で予防すること」を奨励し、「セルフメディケーション」という言葉で表現しました。また、セルフメディケーションの手段の一つとして、医薬品の使用に関するガイドライン (考え方や留意点等) を示しています。

医薬品は、本来、病気の治療、予防または予防の目的で使われるものですが、副作用といわれる見られない反応が現れることがあります。また、使い方を誤れば、全く効果が期待できなかったり、逆に健康被害を引き起こしたりします。

皆さんが、生涯にわたり自己の健康を管理する上で、医薬品の正しい使い方について、必要知識をもち、活用することが大切になってきます。そのためこの冊子を活用していただくことを願っています。



財団法人 日本学校保健会

指導者用補助説明

- 医薬品・医薬部外品・化粧品
- 薬と食品などののみ合わせ
- 体内に入った薬の動き
- 将来の薬
- 薬からの恩恵
- 内用剤
- 説明書(添付文書)の例

17

啓発資料作成時の留意点

- 健康三原則を前提
- くすりには作用と副作用の両面がある
- くすりを適正に使用することが副作用の最小化につながる
- 「なぜ」が分かるように
- ワークを入れる
- こどもの発達に合わせて難易度を調整
- 保護者にも理解を

18

「医薬品に関する教育」保健教育指導者研修会

主催：財団法人 日本学校保健会

平成21年度

東京開催 7月29日

大阪開催 8月24日

愛知開催 12月28日

福岡開催 1月14日

平成22年度

札幌開催 7月29日

東京開催 8月12日

大阪開催 8月24日

盛岡開催 10月22日

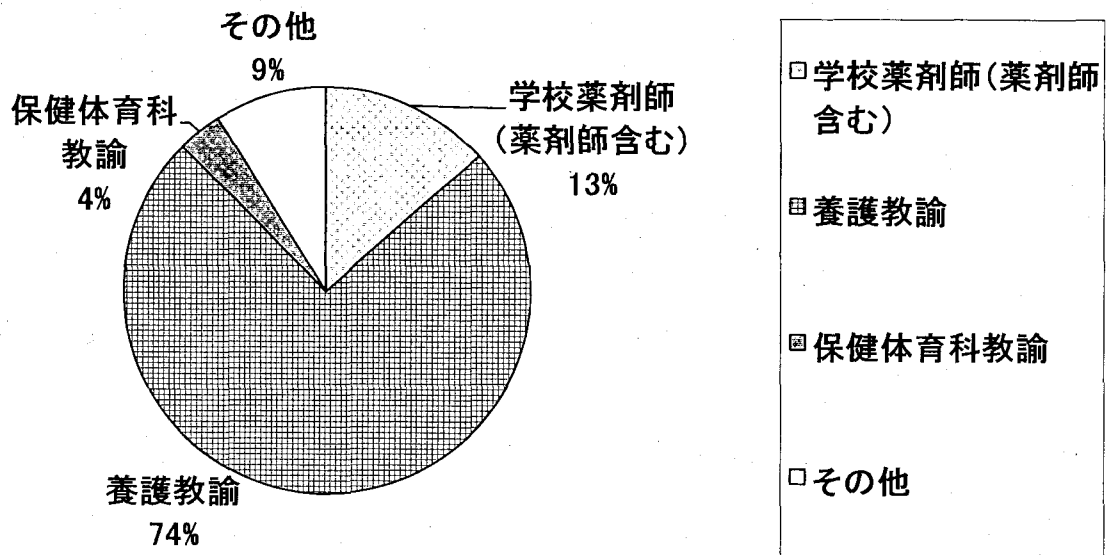
参加対象：保健体育科教諭、養護教諭、保健主事、管理職、
学校薬剤師

19

- ①学習指導要領に基づく「医薬品」に関する教育について
北垣邦彦(文部科学省調査官)
- ②「医薬品の正しい使い方」(指導者用解説)等小冊子の紹介
鬼頭英明(兵庫教育大学大学院教授)
- ③「医薬品の正しい使い方」を用いた授業実践事例
中学校実践事例(札幌・盛岡開催)講師：
香田由美(門司学園高等学校養護教諭)
上田裕治(京都市立大原中学校教諭)
高等学校実践事例(東京・大阪開催)講師：
長岡邦子(埼玉県立越谷技術高等学校)
富岡剛(鹿児島県立加治木高等学校教諭)
- ④「学校薬剤師」との連携のあり方
加藤哲太(東京薬科大学薬学部教授)
- ⑤特別講演「よりよいセルフメディケーションの実践に必要な知識」
望月眞弓(慶應義塾大学薬学部教授)

20

平成21年度出席者内訳(N=958)



くすりまるごとブック

名探偵

メディソンと
6つのなぞ

くすりのなぞを
解いてみせるぞ



日本製薬工業協会

新薬の開発を通じて社会への貢献をめざす 日本製薬工業協会

製薬協は、病院、診療所などの医療機関で使われる医薬品の研究・開発を通じて世界の人々の健康と福祉の向上に貢献することをめざす、研究開発志向型の製薬会社が加盟する団体で、1968年に設立されました

会員会社一覧へ



製薬協について

製薬協という団体の理念から、組織体制、具体的な活動内容までを掲載しています。

- ▶ 製薬協とは
- ▶ 自主委選
- ▶ 委員会からのお知らせ
- ▶ 製薬協のテレビCM
- ▶ 刊行物(資料室)

くすりについて

くすりの広範な情報から、新薬・治験情報、相談窓口の案内までを掲載しています。

- ▶ くすりとは
- ▶ くすりの相談窓口
- ▶ くすりQ&A
- ▶ 新薬・治験情報
- ▶ ゲルム情報
- ▶ くすりマガジン

患者さんのために

「患者さん中心の医療」を目標とした、製薬協のさまざまな活動内容を掲載しています。

- ▶ 製薬協の患者会活動
- ▶ くすりの情報リンク
- ▶ 医薬情報リンク集
- ▶ 難病ドットコム
- ▶ 患者会リンク集
- ▶ 市民・患者と結び



BS日テレで放送した番組をご覧ください。

新着情報

- ▶ **2010年07月15日**
▶ [委員会からのお知らせ]の「ICHプロジェクト委員会」の「ガイダンス説明会」に「ICH Q8、Q9、Q10のガイドライン運用業務研究会開催の案内」を掲載しました。
- ▶ **2010年07月07日**
▶ [委員会からのお知らせ]の「国際委員会」に「IFPMAのニュースリリース」を掲載しました。
- ▶ **2010年07月07日**



小中学生のためのくすり情報

小中学生のみなさまに向けて、くすりに関して役立つ情報を掲載しています。

- ▶ くすり研究所
- ▶ 見学できる施設一覧
- ▶ 作文コンクール

メディアのために

メディア向けに、会見日程や過去に開催したイベントのレポートを掲載しています。

- ▶ ニュースリリース
- ▶ 会見等ご案内
- ▶ メディアフォーラムレポート

イベント・キャンペーン

一般の方向けに、各種イベントのご案内やキャンペーン情報などを掲載しています。

- ▶ イベント
- ▶ キャンペーン



製薬協について



くすりについて



患者さんのために



小中学生のためのくすり情報



メディアのために



イベント・キャンペーン

ホーム > 小中学生のためのくすり情報

小中学生のためのくすり情報

- ▶ くすり研究所
- ▶ 見学できる施設一覧
- ▶ 作文コンクール

小中学生のためのくすり情報

小中学生のみなさまに向けて、くすりに関して役立つ情報を掲載しています。

くすり研究所

くすりについての正しい知識を楽しく身に付けられる学習教材です。

見学できる施設一覧

見学できる製薬工場からくすりの資料館や博物館などを紹介しています。

作文コンクール

製薬協では小中学生を中心とした若年層への教育・啓発活動推進のため、「夢のくすり」をテーマに作文コンクールを実施しています。



特定医薬品情報提供の推進情報提供サイト

くすり研究所

くすりの情報Q&A

製薬協のテレビCM

このページのトップへ



学研キッズネット

夏休み自由研究 おすすめ!



ぷよぷよ卵、しょうゆキャラメル、しょうゆの顔絵とくさんカ... **GO!**



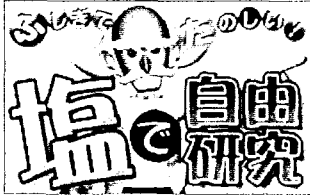
炭酸水(たんさんすい)作り! はり金アメンボ、江戸の水路 **GO!**



くすりの形のなぞ、くすりができるまで、正しい飲み方は? **GO!**

07月22日

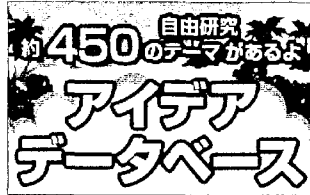
今日は何の日:初の肥満県調査



塩で石けん作り?! 塩は白い? 塩でできる意外なもの? **GO!**



自由研究にピッタリ! おばけエビをたまごから育ててみよう! **GO!**



研究にかかる日数・学年でもさがせる自由研究テーマ集 **GO!**

すくなくとクイズゲームがあるよ!

楽しく学べる交通安全ゲーム

HONDA

第6回 夏休みの工作コンテスト

2010年7月16日(金)~9月13日(月)

コンテスト大発表!

ホスカ・ブロックで遊ぼう!

自由研究まどめテク!

学習百科事典+キッズネットサーチ

学研の学習事典データベース約18000項目とコンテンツをサーチ。

はなま

? サーチの使い方

学習百科事典へ

- 人気のキーワード 徳川家康 織田信長 豊臣秀吉 表紙 工作 >>>もっとみる
- 新着キーワード 白井儀人 議員秘書 クラウド・コンピューティング 公文書管理法 >>>もっとみる

